

令和 7 年 市町村広報コンクール実施要領

1 趣旨

市町村広報活動の発展に役立てるため、各種広報媒体のコンクールを実施し、広報技術の向上を図る。

2 主催

群馬県

3 コンクールの種目

(1) 広報紙

- ①市部
- ②町村部

(2) 広報写真（カラー・モノクロいずれも可）

- ①一枚写真
- ②組み写真

(3) 映像

(4) その他（本コンクールの種目ではないが全国広報コンクールへ推薦を行うもの）

- ①ウェブサイト
- ②広報企画

4 応募基準および留意点

各媒体とも市町村の企画によるものであり、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月の間に発行、発表、公開されたもの。またすべての部門において、出品作品は原則として返却しない。

(1) 広報紙

- ①全戸配布を目的に年 4 回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌および有料販売のものを除く。
- ②出品数は 1 市町村 1 点とする。
- ③発行、発表の基準について、配布日ではなく発行日を基準とする。
- ④応募作品を 1 つの広報紙につき 10 部、参考用として直前直後発行の広報紙を各 1 部提出すること。
※直後発行号が 7 年 1 月号の場合は、発行され次第速やかに提出すること。
提出できない場合は、前々号を提出すること。
※全国広報コンクールへの推薦が決まった広報紙については、該当する広報紙を 10 部、直前直後発行の広報紙を 5 部、推薦用として再度提出すること。

(2) 広報写真

- ①全戸配布を目的に年 4 回以上定期的に発行する広報紙に掲載されている写真（広報紙自体で審査）を対象とする。
 - ・一枚写真は、表紙及び記事ページで、写真一枚で表現しているもの。

・組み写真は、表紙、記事ページ1ページまたは見開きページで、複数の写真で表現しているもの。

※補足1 表紙及び記事ページで2枚以上の写真で表現している場合、そのうち1点を一枚写真として応募できる。また2ページにまたがっている一枚の写真も応募できる。

※補足2 組み写真は、見開きの場合、2ページで構成されているものに限る。3ページ以上にまたがる組み写真の場合は、そのうち任意の見開きページを選択すること。

※補足3 見開きは、表紙と裏表紙の場合でも可とする。

※補足4 一枚の写真の中に別の写真を合成している場合、組み写真とする。

②出品数は1市町村合計4点までとする。

③発行、発表の基準については広報紙に準じ、配布日ではなく発行日を基準とした広報紙に掲載されたものを審査対象とする。

④プロのカメラマン等が撮影したものは審査対象外とする。

⑤応募作品（広報紙自体）を3部、参考用として写真現物（大きさは、一枚写真は2L版、組み写真はL版まで）を2部提出すること。

※全国広報コンクールへの推薦が決まった広報写真については、応募作品（広報紙自体）を8部、プリントアウトしたすべての写真現物（L版サイズ）を1点ずつ再度提出すること。

（３）映像

①概ね30分以内の広報映像作品とする。ただし、放送日が異なるシリーズ物の作品については、そのうち1点とする。なおスポット作品（CM作品）は除く。

②規格はDVDとする。記録メディアはDVD-R、記録方式はライブファイルシステム形式（USBフラッシュドライブと同じように使用できるもの）とする。

③出品数は問わない。

④応募作品（DVDに収録したもの）を1枚提出すること。

⑤全国広報コンクールへの推薦が決まった広報映像作品については、該当する応募作品をDVDビデオ方式（一般的な家庭用DVDプレーヤー及びPCで再生できるもの。Blurayは不可）でファイナライズ処理を行い、推薦用として8枚、再度提出すること。Youtube等で配信した作品の場合も、必ずDVD再生機器で再生できる状態にすること。4Kの映像作品は、ダウンコンバートすること。

（４）ウェブサイト

①市町村のウェブサイトとして開設しているものに限る。

②令和6年1月から12月時点で公開されているもので、かつ令和7年4月末時点で大幅なリニューアルをされずに公開されているものであること。

③出品数は1市町村1点とする。

※それぞれの団体の公式ウェブサイト本体を審査対象とする。特設サイト、関連サイトだけを審査対象とはしない。

(5) 広報企画

①「広報紙」「広報写真」「映像」「ウェブサイト」の各媒体・部門では評価できない戦略的・複合的な広報キャンペーンやプロモーション等の取り組みとする。企画書及び広報企画で展開した広報成果物をセットにし、8セット提出する。

※作品の大きさやイベント等、現物の送付が困難な場合は写真等も可。また、イベント等で使用したのぼり、旗、スタッフジャンパーなどは、使用中の写真で構わない。現物を提出する必要はない。

※広報企画部門の作品事例としては、日本広報協会ホームページ上に掲載している「全国広報コンクール 2024（令和6）年審査結果」を参照してください。

参考：URL https://www.koho.or.jp/contest/zenkoku/2024_result.html

※広報紙の単一の号による特集記事は、広報企画ではなく広報紙の部門で扱うものとする。

②令和6年1月～12月時点で公開・実施されているものであること。

③出品数は1市町村1点とする。

※複数の地方自治体による合同企画は、代表地方自治体1団体による応募とする。

5 添付書類

(1) 推薦書（別添様式1及び様式1別紙）

(2) 部門ごとの調査票（別添様式2）

6 応募締め切り

令和6年11月14日（木）必着

※ウェブサイト、広報企画部門については、**令和6年12月5日（木）必着**

※12月発行の広報紙を応募したい場合は、必ず事前に相談してください。

7 応募作品の送付先

〒371-8570 群馬県庁メディアプロモーション課広報係

8 審査

別記審査員（予定）が「企画内容」「文章・用語」「編集」の観点から審査する。

9 賞

広報紙、広報写真、映像の部の入選作品については、入選順位を三位まで決定し表彰する。なお、上記のほか、審査員の協議により奨励賞を設けることができる。

10 全国広報コンクール（日本広報協会主催）への推薦

(1) 広報紙

入選した作品の中から選考し、上位2点までを推薦する。

例：「市部1点、町村部1点」、「市部2点」、「町村部2点」)

(2) 写真

一枚写真、組み写真合わせて2点以内を推薦する。

推薦は、同じ部門では応募市町村につき1点とする。

例：①一枚写真を2点推薦する場合、A市の作品を2点推薦することはできない

②一枚写真、組み写真ともにB町の作品を推薦することはできる

(3) 映像

入選した作品の中から選考し、上位1点を推薦する。

(4) ウェブサイト、広報企画

応募作品のすべてを推薦する。

※日本広報協会未加入の市町村は、全国広報コンクールへ出品する場合は所定のエントリー料がかかります。

※全国広報コンクールの詳細は、日本広報協会ホームページ(<https://www.koho.or.jp/>)を参照ください。

11 その他

応募作品送付用の封筒に「市町村コンクール応募」と朱書きしてください。

【別記】令和7年市町村広報コンクール審査員（予定）

上毛新聞社編集局長
読売新聞東京本社前橋支局長
群馬県立女子大学 文学部国文学科 教授
NHK前橋放送局 コンテンツセンター長
エフエム群馬編成報道部長
有坂中央学園 中央情報大学校 講師
県メディアプロモーション課 tsulunos 室長
県メディアプロモーション課長